

国際交流ボランティア登録制度

公益財団法人 三豊市国際交流協会

1 趣旨

国際交流に理解のある市民の国際交流事業への参加を促進し、三豊市内における同事業を更に充実させるとともに、その人材の利用を増進させることをもって、その事業の多様な展開と活性化を図ろうとするものである。

2 ボランティアの区分

(1) ホームステイ型

外国からの来訪者に対し、無償で宿泊や食事を提供するとともに、家族の一員として、生活を共にしようとするもの。

(2) 語学型

通訳、ガイド、翻訳者として、自己が有する国際的な言語能力を、無償で提供しようとするもの。

(3) 一般型

各種国際交流事業に参加し、その活動が無償で補助し、あるいは協力しようとするもの。

3 参加の申出と登録

(1) 参加条件

国際交流への熱意と理解を有する18才以上の方であって、かつ次の条件を満たす限り、複数の分野に参加することもできます。

ア ホームステイ

- ・家族全員の理解と合意が得られ、家族ぐるみの受け入れができる方であって、人種や国籍・地域、あるいは習俗などについて差別や偏見を有していないこと。

イ 語学

- ・三豊市内および近郊に在住もしくは勤務している方
- ・一定程度の外国語能力を有している方

ウ 一般

- ・三豊市内および近郊に在住もしくは勤務している方

(2) 参加登録の申込

登録を希望する方は、当協会所定の用紙に必要事項を記入して、当協会宛てに申し込むものとします。

なお、申込みの受け付けは、随時行います。

(3) 登録の取消し等

登録者は、随時に参加を辞退することができるほか、次のいずれかに該当する場合は、その登録を取消されることがあります。

- ア 国際交流ボランティアの趣旨・目的に反したとき
- イ 反社会的な非違行為があったとき
- ウ その他、当協会においてボランティアとして不適格であると認めたとき

4 制度の利用

本制度を利用、あるいは登録者の派遣を要請する場合には、次のいずれかの条件を満たすことが必要です。

(1) ホームステイ

営利を目的とせず、三豊市民との交流を通じた友好親善を図ることを目的として来日した外国人を対象とする場合であって

- ア 当協会が主催、共催または後援する事業に招へいた者
- イ 国際交流を目的とした非営利団体、機関
- ウ 国際交流を目的とした非営利団体、機関からの紹介を受けた者
- エ その他、当協会が適当であると認めた者

(2) 語学・一般

次のいずれかの事業あるいは団体の活動に限ります。

- ア 当協会が主催、共催または後援する事業
- イ 国際交流を目的とした非営利団体、機関
- ウ 国際交流を目的とした非営利団体、機関の紹介を受けた団体
- エ その他協会が適当と認めた団体あるいは事業

5 制度利用上の注意点

(1) 団体や事業者は、登録者を次のような活動や用務に従事させることはできません。

- ア 高度な専門知識を要する活動
- イ 感染症等危害の及ぶおそれがある活動
- ウ 営利を主目的とする活動
- エ その他ボランティアの活動として適当でない業務

(2) 当協会が、登録者が派遣先において前項に該当する業務に従事していると判断したときは直ちに派遣を打ち切り、登録者を引き上げます。

(3) 派遣された登録者の活動に伴って発生した損害等は、派遣を依頼した団体あるいは事業者の負担とし、当協会は何らの賠償責任を負いません。

なお、登録者に発生する損害については、当協会の加入するボランティア保険制度の範囲内でのみ対応します。

- (4) 登録者を活用しようとする方は、当協会所定の用紙に必要事項を記入し、当協会宛てに申し込むものとします。
- (5) 前項の申込みがあった場合、当協会が申込みを適当と認めた場合は、適当と認める登録者を紹介派遣するものとします。
- (6) 前項の紹介があったときは、申込者は派遣予定日の前日までに当協会において必要な事項に関して指示を受けるものとします。

6 費用負担

(1) ホームステイ

- ア 受入れに伴う基本的な費用（食費・宿泊費等）は、登録者の負担とします。
- イ 交通費、通信費、その他個人的な費用はホームステイ対象者の負担とします。
- ウ ホームステイが長期に渡る場合、あるいは病気療養等の特殊事情が生じた場合の費用負担については、ホームステイ対象者と登録者が別途協議するものとします。

(2) 語学・一般

- ア 登録者が派遣先あるいは活動場所へ出向く往復交通費は、利用者負担を原則とし、実費弁償あるいは送迎を行うものとします。
- イ 派遣された登録者に対する上記交通費及び謝金等の額並びに支払方法については、利用者と登録者間で別途協議して決定するものとします。
- ウ 前ア及びイを除く費用は、当事者の負担とします。

7 その他

- (1) 登録者の派遣活動中に生じた事故・損害に関しては、前5項(3)のなお書きに定めるものを除き、登録者に対して当協会はなんらの責任を負いません。
- (2) 不測の事態により、紹介した活動が不能になった場合の損害については、依頼団体・事業主及び登録者並びに当協会は、相互になんらの責任を負いません。

申し込み・問い合わせ

公益財団法人 三豊市国際交流協会

TEL 0875-56-5121 (火曜・祝日休館) / FAX 0875-83-8281

〒769-1101 香川県三豊市詫間町詫間 1338 番地 127